

第 1 3 2 号議案

中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当を改定するとともに、学校教育法の改正に伴い規定を整備する必要がある。

中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年中野区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に改める。

第 1 6 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 1 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 0」に改める。

第 2 条 中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 6 . 2 5」に改める。

第 1 6 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 1 8 . 7 5」に改める。

別表備考 2 中「第 2 7 条第 1 0 項」を「第 2 7 条第 1 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。